

# ほどがや・まちの応援隊 実施要項

## 1. 目的・概要

「ほどがや・まちの応援隊」は、知識・技術・経験などを地域で活かしたい方、まちづくりに貢献したい方にボランティアとしてご登録いただき、地域の学校や施設、自治会・町内会、活動団体などにつなぐことで地域活動の活性化を図ることを目的としています。

ご自身が持っている様々な知識や技術、いままでの経験を地域で役立てたい・協力したいと考えている方に、ボランティアとして登録いただき、ほどがや市民活動センター(以下、センター)を通して自治会・町内会や地域の施設、活動団体等にご紹介します。

## 2. 「ほどがや・まちの応援隊」への依頼

「地域のお祭りを盛り上げたい」「講座の講師を探している」など披露や指導をしてくれるボランティアをお探しの際はセンターにご相談ください。

「ほどがや・まちの応援隊」の中から適したプログラムを紹介します。

### (1) ご依頼いただける方

- 保土ヶ谷区内に活動拠点を置く非営利かつ公益的な団体・グループ、自治会・町内会、区内の学校、区民利用施設など
- 営利・宗教・政治的な活動、個人への紹介は行っておりません。

### (2) 申込方法

ご希望の方はセンターの窓口へお問い合わせください。

詳細をお聞かせいただき、ご希望にあった「まちの応援隊」をご紹介します。

希望するプログラムが決まりましたら、「活動依頼書」にご記入の上、お申込みください。

### (3) 実施の流れ

- ①依頼内容(事業名・活動内容・ジャンル等)にそって、登録者との調整を行います。
- ②登録者と調整後、依頼者に登録者をご紹介します。
- ③詳細(日程・内容・会場・謝金等)については、登録者と直接話し合い、決定してください。
- ④調整の結果は、成否に関わらず、センターまでご報告ください
- ⑤依頼の事業終了後、速やかに「活動報告書」をセンターに提出してください。

### (4) 費用

活動にかかる費用(交通費、材料費等の実費)については、依頼者と「まちの応援隊」が事前に調整して決定した金額を依頼者が負担します。

### 3. 「ほどがや・まちの応援隊」への登録

ご自身の持っている知識や技術、経験を地域のために活かし、ボランティアに登録したい方はセンターへお問い合わせください。

#### (1) 登録要件

「ほどがや・まちの応援隊」に登録いただける方は、以下のとおりです。

- 保土ヶ谷区在住・在勤・在学者または近隣区住民であること
- 知識、経験、特技、技能、技術等を持ち、依頼に応じて教育普及、技術指導、実演等または支援ができること
- 市民公益活動・生涯学習の活性化に理解があり自分の能力を地域のために役立てる意欲があること
- 政治、宗教や営利を目的とした活動をしないこと

#### (2) 登録手続き及び登録期間

- 所定の登録申請書に必要事項を記入し、センターにご持参ください。
- 原則、登録または更新された年の翌年度末(3月31日)までの登録となります。更新を希望する場合は手続きをお願いします。

#### (3) 登録の変更・取消・抹消

- 登録記載事項に変更があった場合は速やかにセンターへお知らせください
- 登録した本人から申請がある場合、登録を抹消できます。所定の「ほどがや・まちの応援隊抹消申請書」をセンターに提出ください。
- 登録期間を過ぎて更新がない場合は自動抹消されます。あらかじめご了承ください。
- 登録内容に偽りがあることが判明した場合やボランティアとしてふさわしくない行為・事実が認められた場合は登録を抹消されることがあります。

#### (4) 保険について

「ほどがや・まちの応援隊」の活動には、横浜市市民活動保険が適用されます。

無償(交通費などの実費の支給は可)のボランティア活動中のケガなどを横浜市の負担で保証する制度です。詳しくは横浜市のホームページ「市民活動保険」のページを参照ください。

#### (5) その他

「ほどがや・まちの応援隊」でのボランティアの紹介に関しては、依頼者と登録者双方の責任において交渉・契約を行ってください。その交渉・契約によって発生したトラブルについては当事者間の責任において対処してください。

### 4. お問い合わせ先

ほどがや市民活動センター アワーズ

TEL:045-334-6306 メールアドレス:hodogaya-ours@yokohama-youth.jp